

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

○出席委員

委員長	坂倉 広子	委員	奥村 敦
委員	井村 行夫	委員	戸上 健
委員	浜口 一利	委員	坂倉 紀男

○欠席委員

副委員長 橋本 真一郎

○出席説明者

- ・寺田総務課長、奥村補佐
- ・益田消防長、前田消防次長、鳥谷尾消防署長、勢力消防総務室長、濱口消防総務室長補佐

○職務のために出席した事務局職員

次長  
兼庶務係長 上村 純  
兼議事係長

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

審査に入る前に少し申し上げます。

橋本副委員長から本日の委員会を体調不良のため欠席する旨の連絡がありましたので、ご承知おきます。

本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第15号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について、議案第16号、工事請負契約の締結についての2件であります。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第15号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の1ページのほうをごらんください。

議案第15号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

改正内容といたしましては、個人情報の定義を法改正に合わせて明確化をいたしました。また、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を追加いたしております。

それでは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、対照表の1ページのほうをごらんください。よろしいでしょうか。

まず、現行の第2条第1号の個人情報の定義が、生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る者（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）と規定をしておりますが、改正案のほうの第2条第1号では、個人情報の定義について、アで、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、それから、イでは、個人識別符号が含まれるものと定めております。

第1号では、個人情報の定義を明確にしております。

次に、改正案の第2号では、個人識別符号について、アのところでは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるものとしております。

イにおきましては、個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるものとしております。

次に、改正案の第3号では、要配慮個人情報について定めております。

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を言うとしております。

第2号、第3号で、個人識別符号と要配慮個人情報の定義を新たに追加いたしております。

新旧対照表の2ページでございます。

現行の第3号の電磁的記録の説明について、改正案の第1号のアで規定をしておりますので、この部分は削除をしております。

新旧対照表の3ページのほうをお願いします。

現行の第7条第5号の思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報、こちらについては要配慮個人情報に改正をしております。

それから、別に提出をさせていただいた個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

この資料で、今回改正をいたしました個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報について、具体的に説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の1ページのほうをお願いします。

1ページの四角で囲んだ下のところです。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるものを言うとしております。

個人に関する情報とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価をあらゆる全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされる情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わないこととなっております。

個人情報に該当する事例については記載のとおりでございます。

次に、個人識別符号について、資料のほうの、ちょっと飛んでいただきまして5ページのほうをお願いします。

5ページの四角で囲んだ下のところからですけれども、個人識別符号とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令に定められた文字、番号、記号その他の符号を言い、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。

具体的な内容は、身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものが個人識別符号に該当するとされております。

該当することとなるものは、イとしましては、細胞から採取されたデオキシリボ核酸、別名DNAでございますけれども、これを構成する塩基の配列、それからロとしまして、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌、それからハとしまして、虹彩の表面の起伏により形成

される線状の模様、それから二としまして、発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質、それからホとしまして、歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様、へとしまして、手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状、トとしまして、指紋または掌紋、チとしまして、以上のものを組み合わせたものというようになっております。

次に、要配慮個人情報について、資料の8ページのほうをごらんください。

8ページの四角で囲んだ下のところです。

要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報を言うこととなっております。

まず、1としまして、人種、2としまして、信条、3としましては、社会的身分、4としましては、病歴、5としましては、犯罪の経歴、6としまして、犯罪により害をこうむった事実、7としましては、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいを含みますけれども、その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障がいがあること、それから8としましては、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果、それから9としましては、健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと、それから10としまして、本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差し押さえ、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、それから11としまして、本人を少年法第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと、以上のことでございます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

資料の説明については以上でございます。

また、今回の条例一部改正案につきましては、平成29年7月19日から8月18日までの間、市のホームページ等でパブリックコメントを実施いたしましたが、改正案に対する市民等の皆様からのご意見、情報などの提供はございませんでした。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点、お伺いします。

議案の3ページの第7条第5号中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改めると、これ一本化したわけですが、何でこういうことにしたんでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○奥村課長補佐 総務課、奥村です。よろしく申し上げます。

こちらにつきましても、資料として提出させていただきましたガイドライン（通則編）のほうをごらんいた

だきたいんですけども、8ページになります。

今回の改正なんですけれども、国のほうも市町村より先んじて行政機関のほうでする個人情報の保護に関する法律の一部改正ということで、国のほうも既に改正が済んでいる状態でございます。

そちらも、このガイドラインに沿って改正をされているわけですけども、その中で、この(2)信条というところ、こちらの中に思想と信仰の双方を含むものであるというふうな記載がございまして、それに準じて改正をしてきているという経緯がございますので、こちらに含まれているということでこの思想、信条及び宗教に関する個人情報というところは要配慮個人情報に含めさせていただいたというところでございます。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 説明はわかりましたけれども、思想よりこの信条というのが上に来て、信条の中に思想及び信仰の双方を含むものというふうにしております。

これは僕は逆やないかというふうに思うんです。そもそも、思想があつて信条というのが生まれるんであつて、それからどの宗教を支持するかということも生まれるんであつて、思想のほうが上位です。

ところが、思想はこの信条の中に含まれるんだというのが、この8ページのガイドラインの記述です。これはちょっと僕はおかしいというふうに思いますもので、この第7条の思想、信条及び宗教に関する個人情報という文言を何で要配慮個人情報と一くりにしなきゃいかんのかと、むしろ現行の思想、信条及び宗教というふうに、次に来ておるわけですよ。これを大事にするべきじゃないかというふうに僕は思います。

といいますのも、憲法第19条でも、ご承知のように、思想及び良心の自由は、これを侵してはならんというふうになっております。信条というのは出てきません。思想及び良心の自由ということやもんで、たとえ条例であったとしてもこういう憲法の観点というのは、僕は貫くべきであるというふうに思います。

委員長、これは僕の意見で、担当課としたら上位法で決まってきたものでやむを得ずこういうふうに出さざるを得んということやったというふうに思うんです。

違うか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○奥村課長補佐 私どもも、これ例規審査委員会とかで見ると、ここに含まれていたのかというところは正直思うところはございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そやろな。普通の良識を持っておれば、これちょっとおかしいよというふうに思うんです。結構です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、次に、議案第16号、工事請負契約の締結について、消防長の説明を求めます。

消防長。

○益田消防長 消防の益田です。よろしく申し上げます。

議案第16号、工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、鳥羽市消防庁舎用地造成工事を行うため、工事請負契約を締結いたしたく、本提案とするものでございます。

契約の方法といたしましては、平成29年度鳥羽市建設工事等入札参加資格者の等級別格づけにおきまして、土木工事Aランクの市内業者、8事業所ですけれども、これ全てAランクの事業所でございます、によります条件つき一般競争入札でございます。

契約金額につきましては、2億6,564万7,600円でございます。

契約の相手方は、鳥羽市池上町22番17号、株式会社マツダ建設、代表取締役、松田正人でございます。

以上の内容で工事請負契約を締結いたしたく、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので審査を終わります。

これで付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号、工事請負契約の締結について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午前10時21分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年9月15日

総務民生常任委員長      坂   倉   広   子